

社会保障論評22-017号 (作成日: 2022年10月5日)

「75歳以上医療費2割負担、来月から」 朝日新聞2022年9月26日付朝刊3面

- 「75歳以上の高齢者で一定以上の所得がある人を対象に医療費の窓口負担を2割に引き上げることは、2021年の法改正で決まった。深刻な少子高齢化に対処が必要となったからだ。」という窓口負担2割引き上げの2022年10月1日からの実施を受けた記事である。
- 記事では、「年金が減ったうえに、医療費の負担が増え、これからは病院に行きたくても我慢」「国は『自助・共助・公助』と言いますが、年金は減り、物価も高騰し、生活は決して楽ではありません。暮らしを見て施策をつくってほしい」との声が紹介されている。
- だが、「政府は社会保障制度の維持には、高齢者へのさらなる負担増や給付カットが避けられないとみる」ということで、「高齢者についても、高所得者の保険料の上限額引き上げなどが検討項目になっている」のであり、今後も高齢者を取り巻く状況は厳しくなる。
- 実は、ベーシック・インカム（基礎的所得）保障について、高齢者の問題は、外国人の問題と共に、入念な検討を要するものである。一時的な所得保障によって、将来の所得増による就労機会の向上などが期待できる現役世代と、高齢者世代とでは事情が違ってくる。
- 高齢者世代では、所得は少なく、年金中心になるだろう。「所得」ベースの考え方では限界がある。一方、「資産」に目を向ければ、「個人金融資産約1,700兆円のうち、60歳代以上が約6割を保有」 (<https://www.cao.go.jp/zei-cho/shimon/27zen28kai7.pdf>)とされている。
- 高齢者の状況には、現役世代以上の格差があると考えられるので、単純に考えることはできない。それでも、「所得」のみならず「資産」も考慮して社会保障の負担や給付を考えていくことは、少子化の進行で、現役世代が減少している状況下で避けられないだろう。
- 基礎的所得保障について、私は「貸付型」で考えている。「給付型」よりも対象者の行動の自制を促す効果はあると思うが、それでも、「死亡時には返済免除」という仕組みなのであるから、必要以上の所得支援に対する抑制措置がないと、制度の維持は困難だろう。
- そこで、考えられるのは、現役世代と異なり、高齢者には、所得および資産の状況を勘案して、貸付の是非を判断することである。これは、基礎的所得保障の「無条件給付（貸付）」の要件を満たさないが、現実的な施策としては、やむを得ない制約ではないか。
- 現状、生活保護受給者の半数ほどは高齢者とされている。さらに、本来は生活保護を受給すべき生活水準でありながら、受給できていない人々も多いと想定されている。そんな点からすると、基礎的所得保障を導入しても、現状の大幅な改善は難しいとも考えられる。
- しかし、生活保護の受給をためらう人々に対する政策的支援の提供という点では、基礎的所得保障の導入には大いに意味がある。ただし、一時的に必要な支援という観点からは、また、自立への足取りを明確にするためには、給付型ではなく貸付型とするべきである。
- 現役世代と高齢者世代の境目は、公的年金の標準的支給開始年齢とする。であれば、所得・資産審査の区切り点である支給開始年齢の引き上げの議論にもつながるのではないか。平均寿命が世界一長い日本の支給開始年齢が世界一早いのは笑話にもならない。（以上）